

2008年度訪欧代表団報告

日本知的財産協会
訪欧代表団*

抄録 ブラッセルにて開催された三極ユーザ会議の出席者を中心に、5月29日と30日の両日にかけて、EU委員会（ブラッセル）、WIPO（ジュネーブ）、ドイツ特許商標庁（ミュンヘン）、EPO（ミュンヘン）を訪問した。各機関との会合では、JIPAからヨーロッパにおける知財状況に関して要望・質問を投げかけると共に、三極ユーザ会議での議題、「制度調和」「各庁間の審査協力」等に対する展望、問題点に関して意見交換を行った。

目次

1. はじめに
2. 訪欧代表団の構成
3. 日程および訪問先
4. 訪問先での会議などの内容
 - 4.1 EU委員会
 - 4.2 WIPO
 - 4.3 ドイツ特許商標庁
 - 4.4 EPO
5. おわりに

1. はじめに

JIPAでは、ユーザーフレンドリーな知財制度の実現に向けて、特許制度の国際調和に向けて、三極ユーザ会議等を通じて精力的な取組みをすすめている。

昨年は、基本方針「方式から実体への段階的な制度調和」に基づき、三極特許庁との間で共通出願フォーマット導入の合意を成し遂げ、本年はサーチの調和に向けた議論を行っている。

今回は、その制度調和の議論の促進を図ることを目的として、欧州における各機関を訪問し、日本企業の意見を直接伝えるとともに、各機関の動向把握を行った。

2. 訪欧代表団の構成

団長

内藤 浩樹 常務理事

松下電器産業株式会社 IPRオペレーションカンパニー 知財開発センター

副団長

碓氷 裕彦 理事長

株式会社デンソー 知的財産部

団員

西尾 信彦 総合企画委員

富士通株式会社 特許部

上野 剛史 常務理事

日本アイ・ビー・エム株式会社 知的財産

中村 敏夫 特許第1委員会 委員長

田辺三菱製薬株式会社 知的財産部

荘林 啓 特許第1委員会 副委員長

株式会社リコー 法務・知財本部

森田 哲也 国際第2委員会 委員長

アイシン精機株式会社 知的財産部

太田 宜衛 国際第2委員会 副委員長

積水化学工業株式会社 知的財産部

* JIPA delegation to EU '08

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。



3. 日程および訪問先

ブラッセル

(5月28日(水) 三極ユーザ会議)

5月29日(木) EU委員会

ジュネーブ

5月29日(木) WIPO

ミュンヘン

5月30日(金) ドイツ特許商標庁, EPO

4. 訪問先での会議などの内容

4.1 EU委員会

4.1.1 出席者

Ms. Margot Froehlinger,

Mr. Alfonso Sanchez,

他1名

4.1.2 内容

(1) 3つのトピック(共同体特許条約, International Trade部署の業務, Directive 2004/48/EC)について意見交換を行った。

① 共同体特許条約(CPC)の現状について

EU委員会より「CPCの合意に向けて調整しているが、CPCは各国が合意して初めて発効するものであり、EU委員会は何ら権限を持っている訳ではない。しかし、各国の調整を行い、多数国の同意を得ていくことで、合意形成に向

けた圧力をかけることは可能と考えている。

CPC合意に向けては3つの大きな障害がある。1つ目は「翻訳」である。EUには27言語が存在し、EPOでは、ロンドン合意の後、各言語への機械翻訳を検討しているが、これが解決策の1つであると考えている。

2つ目は「裁判管轄」である。EU全域に及ぶ1つの中央管轄(裁判所)とするか、各国裁判所の管轄を維持するか、また対象範囲という点で、特許無効と侵害の一方のみ中央管轄するか、受理のみ中央管轄で行って各国に分けるか、など、様々な議論がある。これらはパッケージによる合意を目指している。

3つ目は「特許維持年金」である。この費用をどのように各国で分配するかであるが、これは政治的な問題のため、解決は早いと考えている。」との説明を受けた。

② International Trade部署の業務について

EU委員会の説明では「本部署はEU内の貿易について担当しており、EU外との貿易は担当外である。」とのこと。また「今後、エンフォースメント、特に模倣品、税関関係でいずれかの国の検挙情報等を各国で共有するシステムを検討している。」との説明を受けた。

③ Directive 2004/48/ECについて

EU委員会より「このDirectiveは各国の訴訟手続き等に相違があったので、手続きをある程度統一するために作られた。従来Cross Border Injunction等はそのまま使用でき、変更はない。2006年までに各国で批准して2009年に各国の運用状況のレポートがEU委員会に提出される予定になっている。

なお、ドイツは数日前に批准したばかりであり、ルクセンブルクも批准間近であり、スウェーデンも批准に向けて検討中である。」との説明があった。

(2) 所感: EU全体の競争力強化のため、EU委員会は各々主権を保持している国家を束ねて

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

日々努力していることに感銘を受けた。EU委員会の主導で日本のユーザにも使いやすい知財制度が構築されることを期待したい。

4. 2 WIPO

4. 2. 1 出席者

Mr. Francis Gurry (事務局次長)

Mr. Matthew Bryan,

Mr. Gijsbert Beijer,

Mr. Christophe Mazenc,

Mr. Quan Sim,

Mr. Masashi Honda,

Ms. Yoshiko Kuwahara

4. 2. 2

(1) WIPOのGurry事務局次長の挨拶と、内藤団長からのJIPAの紹介の後、特許制度調和の国際動向及びPCT（特許協力条約）制度／運用の課題について意見交換を行った。

① 特許制度調和の国際動向について

WIPOよりSPLT（実体特許法条約）の現状について、「多項目をパッケージとして交渉する提案も含めて検討をすすめているが、先進国側と、その他の国側との間で利害が対立している。WIPOとしては、現状をレポートにまとめ、公開する予定である。」との説明を受けた。

② PCT制度／運用の課題について

JIPAで実施したPCTに関するアンケートの結果よりユーザ側が認識している制度上の課題等について紹介し、WIPO側の見解を伺った。

(a) ISR（国際調査報告書）の質向上：JIPAの「ISRと国内段階でのサーチの質に差があり、ISRによって各国での審査の予測ができない。」旨の指摘に対し、先日5月26-30日のWIPO会議にて「ISR等の改善」に関するWGの説明があったとのこと。WIPO内でも国内段階でのサーチの質に比較してISRの質が低いと認識している一方、同WGからは「多くの特許庁はISR

と国内段階でのサーチは同じ」との報告があったとのこと。いずれにせよ、WGでの議論はポジティブであり、ISRと国内審査を改善していくこと等について、JPO、USPTOを含め、WGの方針に同意が得られたとのことであった。

またサーチの質に影響を与えるものとして、各国特許庁の滞貨問題が挙げられ、いまのところWIPOとしては、その問題を解決できないとの説明があった。

(b) 国内移行に関する情報について

JIPAより、各国情報の充実及びタイムリーな情報更新について要望したところ、各国特許庁からの情報を早く入手し、ステータス情報を更新する取組みを継続してすすめていくとの回答を得た。

(c) 単一性について

国際段階と国内段階での単一性の基準については、WIPOより「基本的に相違ないと考えているが、USにおけるRestrictionは特異。JPO、EPOはPCTベースでほぼ同じ基準であり、将来的にはUSPTOも含めPCTベースでの基準での調和が望ましい。USPTOには、単一性の調和を働きかけてみる。」との説明があった。

(d) 「発明の名称」等の英文翻訳に誤記が発生した場合の運用について

WIPOより「出願人に不利にならないように、誤記訂正の申請があれば、簡単に訂正できるような運用を検討していきたい。」との説明があった。

③ WIPOからの特許情報の提供（PATENT SCOPE）について

WIPOより「国内移行情報を含め、公開された電子公報等の提供を今まで行ってきたが、'08年7月よりJPOと一本化したXML形式の日本語データの提供を開始する。日本語データも他言語と同様に、日本語での各種検索が可能である」ことをデモンストレーションを交えて説明を受けた。また、将来的にはグレースケール

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の図面を表示できるとのことである。



(2) 所感：WIPO事務局次長が日本のユーザとの意見交換に出席頂き、日本のユーザに配慮頂けたことに感謝する。特許制度調和に向けWIPOの役割が高まる中、WIPO側も日本のユーザの意見に非常に興味をもっており、今後もWIPOとの間で定期的に意見交換ができればと考える。

4. 3 ドイツ特許商標庁

4. 3. 1 出席者

Mr. Jurgen Schade (長官)

Mr. Walter Maier,

Mr. Uwe Ausfelder,

Ms. Mariam Schamlu,



Mr. Herbert Kruger,

Mr. Gunther Schmitz

4. 3. 2 内容

(1) ドイツ特許商標庁長官からの挨拶と、内藤団長からのJIPA紹介の後、特許審査ハイウェイと無効訴訟等に関する意見交換を行った。

① 特許審査ハイウェイについて

ドイツ特許商標庁より「本年3月から日独間での特許審査ハイウェイ試行が開始され、日本からドイツへは2ヶ月間で78件の申請があった。」等の現状説明があった。その後、JIPAから日米間の試行状況、及び会員アンケートの結果報告を行った。

またドイツ特許商標庁より「庁では年間12万件の審査請求がなされ、徐々に審査滞貨が出始めている。このため、本特許審査ハイウェイによって早期審査が図られる。」との説明があり、これに対し、JIPAから「特許審査ハイウェイは早期審査のためだけではなく、審査ハーモにも有益である。」との見解を示した。

② ドイツ無効訴訟について

ドイツ侵害訴訟では特許無効を争うことができないため、日本のような法改正を検討していないか質問した。その回答として、「現在、庁では法改正を検討できない状況にある。というのも、CPCの検討を行っており、侵害訴訟の裁判管轄を1ヶ所にするか、各国にするか、さらには特許無効を同時に争えるか等について各国間で議論されているため、ドイツがこの時期に独自に法改正を行うことができないため。」との説明を受けた。

(2) 所感：ドイツ特許商標庁はEPC締約国の中で最多の特許出願を受理し、最も存在感を示している。その長官が日本のユーザとの意見交換に出席頂き、日本のユーザに配慮頂けたことに感謝する。今後、日独間での特許審査ハイウェイが進展すると共に、ドイツの知財制度の

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

発展を期待する。

4. 4 EPO

4. 4. 1 出席者

Mr. Francois Knauer,
Mr. Richards Ash,
Mr. Nicholas Morey,
Mr. Panos Rigopoulos,
Mr. Konstantinos Karachalios,
Ms. Sophie Mangin



4. 4. 2 内容

(1) 最初にAlison Brimelow EPO長官, Peter Vermeij副長官より挨拶を頂き, その後, 下記7つのトピックについて意見交換を行った。

① EPO, USPTO, JPOでの審査ハイウェイの現状について

EPOより「米欧間で特許審査ハイウェイ(*日米間などの特許審査ハイウェイは第1庁において特許可能と判断された審査結果を利用するがEPOが第1庁の場合は見解書付サーチレポートを利用する。)の試行が2008年9月から開始される方向である。」旨の説明があり, JIPAからは日米間の特許審査ハイウェイの現状, 会員アンケートの結果報告を行った。またJIPAより, ドイツ特許商標庁と同様に, 特許審査ハイウェイの趣旨・目的等について説明し

た。

② PCTの改正について

EPOより「ISRの質向上のために, 主に3つの項目があると考えている。中国文献の重要性が増大しているため, Minimum Documentationに中国文献を入れること, 言語の問題, PCTガイドラインの21章に基づく質向上等が挙げられる。」との説明があった。

③ EPO, USPTO, JPOでの共通出願フォーマットについて

2009年までに対応するが, 紙でも, PDFでも受け取る予定であるとのこと。

④ EPOオンラインサービスでの電子出願の可能性について

EPOより「段階的に電子出願について検討を進めている。先のバージョンでは出願人のPCに出願ソフトをダウンロードすることが必要であったが, 将来はインターネットで接続してソフトはホストコンピュータに置いておきながら出願できるようにしたいと考えている。」との説明があった。

⑤ EPO, USPTO, JPO間での審査協力について

EPOより「共通のサーチに向けて三極特許庁にて検討している。現在データベースに関する情報, 進め方等をそれぞれ出し合って検討している。ただ, 技術分類等の相違もあり, なかなか進まない。」との説明があった。

また, 日米間の特許審査ハイウェイの現状についての意見交換を行い, JIPAから「特許審査ハイウェイは早期審査のためだけでなく, ワークシェアとしての審査協力をすすめる上でも有益である。」との見解を示した。

⑥ EPOレポート ‘Scenarios for the future’ について

EPOより「本レポートはEPOのHPに掲載されている。将来を予想するのではなく, 何を知っていて何を知らないのかを整理した上で知財

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

についての将来展望についてのシナリオを検討したところ、4種類の原動力に分けたシナリオができた。具体的には、白い窓（現在の西洋的なビジネスのやり方を継続）、赤い窓（アジアの躍動を端緒としたグローバル化の終焉）、緑の窓（インターネット普及に伴う知の共有・拡散と特許制度の消滅）、青い窓（グローバルな視点からエンジニアが問題を解決）となり、それぞれが極端な局面を想定しているものである。これら4つの原動力のいずれが強く働くことで、将来どのように知財を取り巻く様子が変わっていくかを想像した上で、今後の知財政策を考えてもらえるよう願っている。また本資料に基づいて米国で説明したところ、非常に共感してもらった。」との説明を受けた。

⑦ 特許と出願時明細書の質向上について

EPOより「明細書の質が悪いと、審査に時間がかかり、また各国での権利行使にも支障が出ることになる。日本企業の出願は、かつては翻訳が悪く問題であったが、最近は良くなっている。

悪い明細書の例としては、2～3の日本出願をEP出願時にまぜることで単一性欠如となる場合である。また明瞭でないために84条違反となる場合がある。明細書に背景、課題、解決手段等、規則42条に記載の項目が順序だてて書かれていないと良い明細書とは言えない。

出願人が明細書の質を上げる方法としては、以下の5項目がある。

- ・ 出願時にEPCの各要件に十分に注意を払う。
- ・ 先行技術、課題について明確に記載する。

- ・ 長い明細書、膨大なクレーム数とせずにコンパクトな出願とする。
- ・ EP代理人を慎重に選択する（技術を理解する代理人を選ぶべき）。
- ・ EP代理人に明確に指示する。」との説明を受けた。

(2) 所感：EPO長官から日本のユーザとの意見交換に挨拶を頂き、日本のユーザに配慮頂けたことに感謝する。また、EPOは知財制度改善のために色々な施策を駆使しており、感銘を受けた。今後も日本のユーザであるJIPAが三極特許庁の1つであるEPOと意見交換を継続できればと考える。

5. おわりに

本年5月に策定したJIPAロードマップ「まほろばプラン」では、協会活動の軸足を、①ユーザーフレンドリーな知財制度の実現、②経営に資する知財活動、③知財人材の育成に置いており、特に①制度実現は、国際調和を通して低コストで手続き容易な知財制度を求めている。この制度実現は、決して理念のみで達成されるものではなく、ユーザからの地道で粘り強い働きかけが必要である。今回は、「三極ユーザ会議」に引き続き、「訪欧代表团」による欧州の主要知財機構への訪問が実現できた。単なる表敬ではなく、日本のユーザの生の声を主要機関の、しかも責任ある人に直接届けることができ、世界最大のユーザ団体として、ユーザの声を代表して伝えることが出来たと思う。これが、制度実現の一助になれば幸いである。

(原稿受領日 2008年7月1日)